

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

スピーカー（マイク付、充電式）に関する事故（リコール対象製品）について
（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
（うち石油ストーブ（開放式）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
（うちスピーカー（マイク付、充電式）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 12件
（うちスピーカー（充電式）1件、リチウム電池内蔵充電器3件、
除湿機1件、電動車いす（ハンドル形）1件、
発電モニタ（太陽光発電システム用）1件、
脚立（三脚、アルミニウム合金製）1件、電気ポンプ（井戸用）1件、
電気掃除機（充電式、スティック型）1件、
電気ストーブ（ハロゲンヒーター）1件、換気扇（床下用）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202501348	令和8年1月15日	令和8年3月12日	スピーカー(充電式)	火災	当該製品を充電中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和8年1月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年2月26日
A202501349	令和8年2月21日	令和8年3月12日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202501350	令和8年3月2日	令和8年3月12日	除湿機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和8年3月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202501351	令和8年2月28日	令和8年3月12日	電動車いす(ハンドル形)	死亡1名	使用者(80歳代)が当該製品で河川敷を走行中、土手から転落し、死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202501352	令和8年2月24日	令和8年3月12日	発電モニター(太陽光発電システム用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A202501353	令和8年1月22日	令和8年3月12日	脚立(三脚、アルミニウム合金製)	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品に乗って剪定作業中、バランスを崩し、当該製品ごと転倒し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長崎県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月6日
A202501356	令和8年2月22日	令和8年3月13日	電気ポンプ(井戸用)	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	
A202501357	令和8年2月28日	令和8年3月13日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	当該製品を充電中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	